

# 申告受付

## が始まります！

町県民税

国民健康保険税

介護保険料

後期高齢保険料

町民の皆様へ

今年も上記申告の時期を迎えました。

税金は、健康で豊かな生活を実現するために、国や地方公共団体が行う活動の貴重な財源です。

町民の皆様も、深い関心を持ち、正しく理解し、適正な申告と自主納付に一層ご協力をお願いします。

## 1. 申告に必要な物（チェックしてご利用ください）

- 受付票（黄緑色）と、通帳（所得税の還付請求をする方のみ）
- 収入を確認できる書類（給与や年金の源泉徴収票等）
- 各種控除証明書（生命保険や地震保険料、国民年金保険料等）
- その他、個人で申告に必要な物
- マイナンバーカード又は通知カード及び運転免許証、医療保険の被保険者証等  
（所得税の確定申告書提出の際はマイナンバーの記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります）



## 2. 申告をしなくても良い人

- ① 給与収入のみで、事業所（会社）にて年末調整を受けた人  
※年末調整時に16歳未満の扶養親族を申告し忘れた場合は、住民税の申告が必要になります！
- ② 公的年金収入のみの人  
ただし、以下に該当する人は申告が必要です！
  - ア 公的年金等の収入金額（2か所以上ある場合は、その合計額）が、400万円以上である人
  - イ 生命保険や地震保険料、医療費控除等各種控除を受けたい人
  - ウ 障害年金や遺族年金等の非課税収入のみの人
- ③ 確定申告をした（する予定の）人  
※税務署から確定申告の案内が来ている人については、税務署での申告をお願いします！
- ◎ 家事消費のみの農業や、譲渡所得（土地・建物の売却収入）も申告が必要です！



## 3. もし申告しないと・・・



- ・国民健康保険税の軽減が受けられない
  - ・所得証明などの各種証明書の発行ができない
  - ・児童扶養手当などの交付が受けられない
- などのような不利な扱いを受けることがありますので必ず申告してください。

## 4. インボイス制度が始まっています！（令和5年10月1日開始）

令和5年10月1日より、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が始まっています。新たにインボイスを取得された方は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下の場合も消費税の申告が必要です。

【お問い合わせ先】

- |                |                  |
|----------------|------------------|
| ・肝付町役場 税務課     | Tel 0994-65-8414 |
| ・内之浦総合支所 町民生活課 | Tel 0994-67-2111 |

申告日程は裏面に記載してあります

